



3月19日、担い手不足などから途絶えていた三ヶ町商店街の「こども蛇踊り」が約14年ぶりに復活。島瀬公園など4会場で披露されました。参加した約30人の子どもたちは、東日本大震災の犠牲者を悼んで黙とうした後、自分たちの元気を送りたいと精いっぱい踊りを披露しました。

2p 東日本大震災の被災地への支援

7p 開園50周年記念特集 思い出いっぱい みんなの動植物園

14p 市政功労者表彰 佐世保市文化スポーツ特別表彰

16p 市政通信、17p イベント情報
18p 施設だより、20p 市民の広場
22p 暮らしと情報、26p 健康と福祉
30p 世界禁煙デー、佐世保すまいる基金
30p 結核の話
31p レンジで簡単☆お茶の葉パワー丼!!
31p 歴史散歩「天満宮の四天王」下の原町



7月24日にアナログ放送は終了します お急ぎください! 地デジの準備

アナログテレビ放送終了まで、あと2カ月余りとなりました。地デジ受信の準備はお済みですか? まだお済みでない人や対応方法が分からない人は、こちらでご確認ください。

地デジ放送を家庭で視聴するには

STEP1 地デジを視聴するにはUHFアンテナが必要です。設備が対応しているか確認しましょう

一戸建て住宅の人

すでにUHFアンテナを設置している場合でも、調整や交換が必要な場合があります。テレビ中継局の近くなど電波の強い地区では、室内アンテナでも受信可能です。



UHFアンテナ

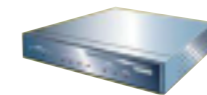
集合住宅や受信障害対策などの共聴設備を利用している人
施設が地デジに対応しているか、管理人や所有者に確認してください。対応していない場合は改修工事などが必要です。施設の地デジ改修工事等について、経費を支援する制度があります。詳しくはデジサポ長崎(☎095-804-5500)へお尋ねを。※施設に共聴設備がない場合は、個別にUHFアンテナが必要。

STEP2 地デジ対応の受信機を用意しましょう



地デジ対応テレビ

または



地デジチューナー

※従来のアナログテレビに取り付けると視聴できます

地デジチューナーの販売価格は、メーカーや機能などで異なりますが、5,000円を下回る機種も販売されています。地デジチューナーを内蔵したパソコンでも視聴できます。カーナビや録画機なども、地デジに対応する必要があります。ご不明な点は、最寄りの販売店にお尋ねください。

困った!

アンテナや受信機が地デジに対応しているのに映らない場合
アンテナの老朽化やケーブルの接続不良などが考えられます。また、お住まいの地区が山陰などのためテレビ電波を受信しにくい地区である可能性があります。至急デジサポ長崎へご相談を。
問 デジサポ長崎 ☎095-804-5500

この記事に関する問い合わせ 情報政策課 ☎24-1111

人の動き(4月1日現在)

総人口258,868人(-1,765人)、男性121,087人(-1,076人)、女性137,781人(-689人)、世帯数105,934世帯(-300世帯)
3月中のうごき 転入2,133人、転出3,875人、出生213人、死亡236人

させぼ市政だより

テレビ NBC 9時25分、NIB 9時25分、KTN 11時40分、NCC 11時40分 ※毎週土曜約5分間
ラジオ NBC 毎週日曜 9時25分、FM長崎 毎週火曜 9時05分、FMさせぼ 毎週火曜10時30分、毎週日曜 9時30分
新聞 長崎新聞 毎月第2・4火曜
パソコン <http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/>

ケーブルテレビを利用している人 または今後加入する人

ケーブルテレビでも地デジを視聴できます。加入方法やケーブルテレビによる地デジの視聴方法については、テレビ佐世保へお尋ねください。

問 テレビ佐世保 ☎25-6388

地デジチューナーの支援制度

総務省では地デジチューナーに関する支援を行っています。詳しい内容などはお問い合わせください。



経済的な理由で地デジ放送が視聴できない世帯への地デジチューナーの無償給付

対 NHK受信料全額免除世帯や市民税非課税世帯の人

内 簡易な地デジチューナー 1台を無償給付

問 総務省地デジチューナー支援実施センター

☎0570-033-840 (NHK受信料全額免除世帯)

☎0570-023-724 (市民税非課税世帯)

地デジアンテナお試しキットの無料貸し出し
地デジチューナーや室内アンテナなど地デジ視聴のお試しキットを一週間無料で貸し出します。

問 デジサポアンテナキット事務局

☎03-5772-6125

地デジ詐欺にご注意!

地デジに便乗した詐欺が発生しています。地デジの対応で国や市、放送事業者がお金を請求することはありません。このような請求を受けたときには、すぐに支払わず、お近くの警察署や市消費生活センター(☎22-2591)へご連絡ください。

携帯電話版
市ホームページ

